

◆ その他の資料

1 呉市景観づくり基本計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項各号に掲げる土地の区域のうち、本市において該当する当該区域についての良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の策定に際し、法第9条第1項の規定に準じて広く有識者等の意見を聴くため、呉市景観づくり基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる景観計画に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 景観計画の策定のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知識・経験を有する者、地域の住民を代表する者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、その説明又は意見を聴くために、委員会の会議への出席を依頼することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる所掌事項が終了するときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年6月6日から実施する。
- 2 この要綱は、法第9条第6項の規定による景観計画の策定に係る告示の日をもってその効力を失う。

2 呉市景観づくり基本計画検討委員会名簿

◎会長 ○副会長 (順不同) ()内は前任者

所 属	役 職	氏 名
◎ 呉大学社会情報学部	教 授	今 田 寛 典
比治山大学現代文化学部	助教授	山 田 知 子
呉市都市計画審議会	会 長	大 森 豊 裕
呉商工会議所	副会頭	堀 口 勝 哉
広島県建築士会呉地区支部女性委員会	委 員	武 内 盟 子
呉市自治会連合会	会 長	梅河内 秀 登
○ 下蒲刈地区自治会連合会	会 長	宇都宮 杉 三
川尻地区自治会連合会	会 長	橘 司
音戸地区自治会連合会	会 長	坪 井 秀 則
倉橋地区自治会連合会	会 長	森 本 勝 利
		(原 明)
蒲刈地区自治会連合会	会 長	木 村 正 雄
安浦地区自治会連合会	会 長	渡 辺 隆 司
豊浜地区自治会連合会	会 長	伊 藤 一 成
豊地区自治会連合会	会 長	初 本 瑛 三
広島県呉地域事務所農林局	次 長	浅 沼 博 明
広島県呉地域事務所建設局	次 長	仁井谷 深 司
		(太尾下 宏)
呉市農林水産部	部 長	斎 藤 基 朗
呉市土木建設部	部 長	森 岡 真 一
呉市都市政策部	部 長	長 原 寛 和

呉市景観計画

発行／平成20年1月

平成27年9月（改訂）

呉市都市部都市計画課

〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号

Tel (0823) 25-3367